

# インターネット検索とプライバシー侵害

益井 公司\*

## 1 はじめに

表現の自由は民主主義に不可欠なものであるだけでなく、個人の自立や自己決定の前提ともなっている。さらには、思想の自由市場を通し新たな思想・知識が形成されるために不可欠なものである。表現の自由は、従来、国家に対するもので、私人に対するものではなく、国家の介入を排除するものと考えられてきた。しかし今日では、インターネットの普及による社会の情報化により、①表現の自由による個人のプライバシーや名誉権の侵害が従来とは違った形で現れるとともに、②表現の自由を規制する方法・手段が多様化・重層化することにより、表現の自由のインフラストラクチャーとして有用なものであった通信事業者・プロバイダ・検索事業者・ソーシャルメディア事業者等が、表現活動に対する監視や規制のインフラストラクチャーとして働くようになってきている（その反面として、検索サイトは表現の自由や知る権利にとって非常に重要なものともなっている）。こうしたインターネット上の媒介者が情報の死命を制するようになり、国家に匹敵する巨大な力を有するだけでなく、さらに主権国家の枠組みを越えてグローバルな形で、しかも、人々の環境となる空間の制度設計自体を支配するようになってきている点においてこれまでの社会的権力とは異なっている<sup>(2)</sup>。つまり、憲法の観点からは従来の私人間効力の問題とは異なる側面を持つことになるが、本稿では、これまでなされてきた不法行為上の議論から、私人間の権利の調整の問題として、こうした大きな問題の一つである①の点に関し、それも検索結果の表示に対する削除請求の問題に焦点を絞ってこの問題を検討したい。その際、最判平成 29 年 1 月 31 日決定民集 71 卷 1 号 63 頁を参考にしてこの問題の解決の方向性を考えることにしたい。

## 2 最判平成 29 年 1 月 31 日決定について<sup>(3)</sup>

### (1) 〔事実の概要〕

X は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で平成 23 年 11 月に逮捕され、同年 12 月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。X が上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。Y（グーグル）は、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別するための符号である URL を検索結果として当該利用者に提供することを業として行う検索事業者である。利用者が、Y の検索エンジンで X の居住する県の名称及びその氏名を条件として検索すると、本件事実等が書き込まれたウェブサイトの URL、その表題と抜粋（以下「本件検索結果」という）が表示される。

そこで、X は、Y に対し、人格権（更生を妨げられない利益等）の侵害を理由に、検索結果の削

---

\* ますい こうじ 日本大学法学部法律学科 教授

除を求める仮処分命令を申し立てた。

(2)〔決定要旨〕抗告棄却 (a)「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである（最高裁昭和52年（オ）第323号同56年4月14日第三小法廷判決・民集35巻3号620頁、最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成12年（受）第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁、最高裁平成14年（受）第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）。他方、検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

(b)「これを本件についてみると、抗告人は、本件検索結果に含まれるURLで識別されるウェブサイトに本件事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されているとして本件検索結果の削除を求めているところ、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、前記1(1)の罰金刑に処せられた後は一定

期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

### 3 本決定をめぐる問題点

(1) 本決定の意義 インターネット上に自己のプライバシー等の人格権が侵害された場合、侵害者に対し人格権等の侵害を理由にそのような記事の差し止めを求めることができるが、侵害者を見つけ出すことは容易でない<sup>(4)</sup>、またウェブサイトに掲載された記事は簡単に転載され拡大していくので、一つを削除してもさらに削除しなければならないというようにたちごっこになる。また、検索サービスはネット上での情報拡散に強い影響力を有している。こうしたことから、侵害者に対してその記事の差し止めを求めるのではなく、検索エンジンを管理する者に検索結果の削除を求めるようになってきている。こうした検索結果の削除請求が認められれば情報の拡散は抑えられ元の情報も忘れられる可能性が大きいからである。本決定は、こうした検索結果の削除請求がどのような要件の下に認められるかを最高裁が初めて示したという意味で重要な決定である。

(2) ①本決定は、削除請求を求めるための根拠として、犯罪事実もプライバシーに含まれることを前提に、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益を挙げる。これは、前科等にかかわる事実をみだりに公表されないことを理由とする従来<sup>(5)</sup>の判例に沿う形のものである。忘れられる権利や更生を妨げられない利益については言及していないが、個人のプライバシーをみだりに公表されない利益を保護すれば結果的にこうした利益も保護されると考えているのであろう。

②検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有するとし、検索事業者は媒介者にすぎず、自らは表現行為を行っていないとの主張を否定した（その結果検索事業者は表現の自由の保障を受けるとともに、検索の削除義務も負うことになった）。しかし、表現の自由とは人の内心における精神作用を方法のいかんを問わず、外部に公表する精神活動の自由をいう<sup>(6)</sup>のであるから、他者に対する伝達行為であっても、そのような精神活動として行われたものとみられない場合には、憲法21条の保障する表現行為には含まれない<sup>(7)</sup>といわれている。そうすると、検索結果の提供が表現行為であるというのは、次の③のプライバシーと表現の自由の比較衡量論を展開するためにその前提としていわれているのであり、検索業者は媒介者と考えるべきである（現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている機能を否定するものではなく、表現の自由の基盤をなすが、検索結果自体を表現の自由と言う表現とはいえないものと考え）。とはいえ検索業者が媒介者であったとしても、損害賠償や削除の責任を負うことがある場合があると考えるべきである。というのは、グーグル<sup>(8)</sup>はこの無料検索サイトを運営するが<sup>(9)</sup>、こうした無料ビジネスを駆使し、他方で高収入な有料ビジネスモデルを構築しているからである。無料だから多くのユーザーがグーグルのサイトを見るがゆえに企業はグーグルのサイトに広告を出したがるのであり、こうした仕組みを維持するために矢継ぎ早に魅力的な無料サービスを提供し、ユーザーを自社サイトにつなぎとめているのである。このようにして、検索サイトから検索連動型広告への間接ネットワーク効果がある限り、インターネット広告を利用する企業はグーグルのプラットフォーム上で広告を出し続けることになる。

このように無料で検索できるが、それは公告による収入を得るための大きな仕組みの一部をなしており、インターネット上の情報を無料で検索できるという仕組みを利用し広告で大きな収入を上げているとともに、簡単に検索できるということを通してプライバシー侵害を拡大していると考え

られる。それゆえに、媒介者であるとしても、プライバシー侵害の責任を負うことがあると考えるべきである。その法的構成としては、他人がなしたプライバシー侵害を十分な検討をすることなく、拡大したことの責任を考えることが出来る（リンク先の内容が違法なものでなければならないことになる）。

なお、これまでの下級審の判例には<sup>(11)</sup>①検索エンジンの管理者は独自の表現行為をしているものではないとするものとして、④京都地判平成26年8月7日判時2264号79頁は「検索結果の表示によって摘示する事実は、検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び所在（URL）並びに当該サイトの記載内容の一部という事実であって、被告がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示しているとはいえない」とするもの、⑤札幌高決平成28年10月21日判タは、削除義務を負うのは当該ウェブサイトの管理者であるが、検索結果の形成、表示について相手方の意思が一切介在していないとは言えないから、単なる媒介者にすぎないとして検索結果の削除義務を一切負わないとするのは相当ではなく、「相手方〔検索エンジンの管理者〕が検索結果の削除義務を負うのは、検索結果として表示されたスニペットやリンク先のウェブサイトの記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど、他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し、社会的相当性を逸脱したものであることが、当該検索結果それ自体から明らかな場合に限られると解するのが相当である。」（認識可能性）また、「他人の名誉権やプライバシー権を侵害するウェブサイトの記載を削除すべき義務を負うのは、原則として、当該ウェブサイトの管理者であることからすれば、上記の要件に加え、名誉権又はプライバシー権を侵害されたと主張する者が当該ウェブサイトの管理者に対して記載の削除を求めているは回復し難い重大な損害が生じるなどの特段の事情が存在することが必要となると解するのが相当である。」（検索結果削除請求の補充性）とするものがある。つまり、これによると認識可能性と補充性の要件も満たす必要がある。こうした認識可能性や補充性を必要とする理由は、検索エンジンが表現の自由や知る権利にとって重要な役割を果たしていること、及び検索結果として表示されるウェブサイトの記載の違法性を検索エンジンの管理者が逐一確認することは不可能であると考えられるから、という。

②これに対して、⑥大阪高裁平成27年2月18日LEX/DB2506059は、表現行為として自らの意思内容を表示したものではないとの主張に対し、「その提供すべき検索サービスの内容を決めるのは被控訴人であり、被控訴人は、スニペットの表示方法如何によっては、人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることをも予見した上で現行のシステムを採用したものと推認されることからすると、本件検索結果は、被控訴人の意思に基づいて表示されたもの」とする。また、⑦福岡地裁平成28年10月7日判時2331号67頁は、単なる媒介者であるという主張に対し、「本件削除対象検索結果として表示される内容は、債権者のプライバシー等の人格的価値を侵害するものであるところ、債務者が、自ら定めたアルゴリズムを備えたプログラムによって、自らのサイト上に表示させるものであり、債務者が債権者の上記人格的価値を侵害していることには変わりない」とする。⑧判例は、予見可能性を推認することにより認識可能性の要件をさらに緩和し、⑨判例はそれすら問題としていない（つまり、削除義務の成否は検索結果の表示がそれ自体として被侵害者の人格的利益を違法に侵害するか否か（利益衡量）によって決まることになる）。こうした考えは、検索結果の表示は検索エンジンの管理者に独自の表現ということの結果として認めたのと同じことになろう。

③プライバシーの侵害に当たるか否かの判断に関しては、プライバシーと表現の自由との比較衡量を基準とするこれまでの判例<sup>(12)</sup>を踏襲している。つまり、損害賠償や差止めが認められるか否かは違法性判断、つまり、侵害行為の態様と被侵害利益の相関関係によって決定されるが、特に被侵害利益がプライバシーなどの人格権に関するものである場合、侵害された利益の種類や程度に加えて、侵害行為の態様も重要なものとならざるを得ないのである。そうすると、この利益衡量をしていくためには、検索事業者の検索結果そのもののプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供されたものだけでは、被侵害利益や侵害行為の態様（故意なのか過失なのかなど）が明確になってこず、検索先の個々のウェブサイトの内容にふみこまないといけないことになる。そうしなければ、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を具体的に比較衡量することは出来ないように思われる。

前述したように、検索業者は媒介者であるが、プライバシーを侵害しているウェブサイトを表示すれば利用者は当然にその内容を見るために検索しているのであり検索だけに留まるのではない（もっとも、本最高裁はプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為の違法性を問題にしている）。また、検索は容易にできることにより、プライバシーの侵害を拡大させるものであり、これまでの判例等によりすでにプライバシーの侵害につき差止めが認められるか否かの基準はかなり明確になっているのであるから、それにより検索結果に表示すべきか否かをそれらの基準を用いて判断し適切な処置をとっていない限りは検索業者自身の不法行為が成立すべきものと考えべきである（その効果として損害賠償や差止め請求が出てくることになる）。どのような行為をすれば、適切な処置をとっていたといえるかについては次の 4 で検討することにする。

④また、本最高裁は、比較衡量説を採用したうえでさらに、さらに、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合でなければ、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができないとする「優越の明白性」基準を採用している。そうした基準を採用したのは、検索事業者が現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを重視したことによる。しかし、優越していることが明確であるということは、誰を基準に考えるのであろうか（検索エンジンの管理者、プライバシーを侵害された者、裁判官等）。この基準は裁判規範であることを考えればその判断をするのは裁判官であり、裁判官が利益衡量した結果以外に「優越の明白性」を必要とする理由は明確ではない。利益衡量の結果どちらとも決めかねた時には表現の自由の方を優先するというのならそれはなぜかを明らかにする必要がある。行為規範としての機能をも持たされることを考えると、検索エンジンの管理者にとって「優越の明白性」が認められない限り、削除せよとの裁判所の判断がなされるまでは削除義務や損害賠償の義務を負わないという形で機能することになろう。つまり、これは、検索結果として表示されたスニペット等の記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど、他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し、社会的相当性を逸脱したものであることが、当該検索結果そ

れ自体から明らかな場合に限りとする認識可能性を要求する考え方と異なることになる。これは、表現の自由の方を重視する結果として、検索エンジンの管理者の責任を制限する形で働くことになる。

#### 4 おわりに（問題解決の方向性）

プライバシーの保護と表現の自由の調整をめぐる問題については、すでにこれまでの最高裁の判例にその判断基準が示されている（本最高裁の判断もそれに従っている）。またインターネットを用いた場合の特定電気通信役務提供者（プロバイダ等）の責任の関しては、いわゆるプロバイダ責任制限法3条によって、プライバシーの保護と表現の自由の調整を立法的に解決している（プロバイダもある意味で媒介者である）。これによると、プロバイダ等が情報の書込みを削除した場合でも、①他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合には、発信者に対して責任を負わない。プロバイダ等が情報の書込みを削除しない場合でも、③他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、④違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることが出来たと認めるに足りる相当の理由があるとき<sup>(17)</sup>でなければ、侵害されたとする者に対して責任を負わない。検索エンジンの管理者も③④の場合でなければ責任を負わないと解することが出来るのではなかろうか。侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったなら、検索エンジンの管理者は、検索結果として表示されたスニペットやリンク先のウェブサイトの記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど、他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し、社会的相当性を逸脱したものであることが、当該検索結果それ自体から明らかな場合は勿論のこと、そうでない場合でも検索したリンク先の情報をも検討し、これまでの最高裁の判断基準にしたがって削除すべきか否かを判断して、その結果として削除しないと判断したことに相当の理由がある場合に限り、責任を負わないと考えるべきである。というのは、検索エンジンの管理者は他人の作り出した情報にただ乗りする形で検索サイトを運営し、無料で検索できるのであるからである。また、このような判断をすることは、現在ではAI等の技術を用いればそれをなすことが出来、そうした判断をせずに検索結果に表示し違法な情報を拡散させた場合には削除や損害賠償の責任を負わせて問題はないように思われる。特に犯罪事実に係る情報に関しては「更生を妨げられない利益」<sup>(18)</sup>を考え一定の時間が経過した場合には検索サイトに載らないようにすべきである。侵害されたとする者から違法情報の削除の申出がない場合であっても、「他人の権利が侵害されていることを知ることが出来たと認めるに足りる相当の理由」があるか否かの判断も同様に解することが出来るように思われる。なお、表現の自由を保護する観点から、削除の可否を決めた基準を公開することにより制度の透明性をはかるべきである。

(1) 日本ではどの新聞もどのテレビのニュースもほぼ同じような内容となっており、こうした米国でいわれている「思想の自由市場」が日本に存在するのかが問題である。高い職業倫理に裏打ちされた報道の中立・公正性を求める日本ではドイツのようにメディアの自由を制度的保障として理解する方が日本の状況の沿うように思われるが、多様な意見があまりにない日本では「思想の自由市場」という考えをもう少し考える必要があるように思われる。

- (2) 民主主義社会自体を揺るがす問題点については、簡単には、林香里「メディア不信」(岩波新書、2017年)、福田直子「デジタル・ポピュリズム」(集英社新書、2018年)を参照されたい。
- (3) この判例に対する評釈等に次のものがある。宮下紘「忘れられる権利」判例時報2318号3頁、木下昌彦「検索エンジンサービスとプライバシーの法的保護」ジュリスト臨時増刊1505号14頁〔平成28年度重要判例解説〕、佐々木雅寿「検索事業者に対する検索結果の削除請求」法学教室440号147頁、秋山靖浩「検索事業者に対する削除請求」・法学教室441号124頁 高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合〈最近の判例から〉」法律のひろば70巻6号47頁、高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」ジュリスト1507号119頁、高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」Law & Technology 76号81頁、中山茂樹「プライバシーにかかる情報の検索結果からの削除を求めることができる場合」新・判例解説 Watch 21号17頁、高部眞規子「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」法の支配187号67頁、石井夏生利「グーグル検索結果削除請求事件最高裁決定」判例時報2353号148頁、野々村和喜「検索事業者に対する検索結果の削除請求が認められる場合の判断基準」私法判例リマックス56号6頁、根本尚徳「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」民商法雑誌154巻1号150頁、村田健介「インターネット検索事業の意義とプライバシー」ジュリスト臨時増刊1518号79頁〔平成29年度重要判例解説〕
- (4) 小倉秀夫「自動収集された違法コンテンツについての検索サービス提供者の義務および責任」法とコンピューター28号(2010年)39頁以下。
- (5) 最判平成6年2月28日民集48巻2号149頁。
- (6) 芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(1)』〔佐藤幸治〕(有斐閣、昭和53年)452頁。
- (7) 前注(3)『憲法Ⅱ人権(1)』〔佐藤幸治〕455頁。検索の表示自体は表現行為ではないが、インターネットを用いる現代社会における表現の自由(知る権利)を支える基盤をなしているものとなっているので、これを表現の自由の制度の一環として保護する必要がある、以下の論述においては、その意味で、表現の自由とプライバシーの調整ということを考えている。
- (8) グーグルに関しては、NHK取材班『グーグル革命の衝撃』(新潮文庫、2009年)、佐々木俊尚「グーグル Google—既存のビジネスを破壊する」(文春新書、2006年)を参照。
- (9) グーグルの一般向けサービスは基本的に無料である。例えば、ウェブメール、カレンダー管理・ワープロ・表計算などのアプリケーション、動画共有サービス、地図表示の他に航空写真や街角のストリートビューもできるグーグルマップも無料であり、そのサービスはさらに拡大していつている。
- (10) 個人のプライベートな情報が集積され、それが宣伝広告に用いられており、今後どのようにそうした個人情報を用いられていくかわからない。ダダほど高いものはないということになるおそれがある。それは宣伝広告にその収入の多くをたよっているテレビ放送や新聞を消滅させる恐れを有しているが、フェイク

ニュース等インターネット上の情報に対する信頼性が問題とされるようになってきていることから、取材・事実のチェックと裏付けをとっている既存のメディアの重要性も見直されるようになってきている。日本におけるインターネットが及ぼす社会的影響については、橋本良明「メディアと日本人の変わりゆく日常」(2011年、岩波新書)を参照。

- (11) こうした下級審の判例の状況については根本・前注(3)で下級審判例を総合的に検討しているが、本稿では、不十分ではあるが、日本大学の図書館で参照することのできた判例についてのみ検討することにしてはいる。なお、これらの判例はすべて犯罪事実の削除に関するケースである(更正を妨げられない利益(プライバシー)と表現自由との調整)。
- (12) 最判平成6年2月28日民集48巻2号149頁、最判平成14年9月24日判時1802号60頁、最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁など。
- (13) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1988年〔復刻版〕)125頁、加藤一郎『不法行為法〔増補版〕(有斐閣、1974年)106頁など現在の通説、その後、新過失論(平井説)、違法性一元論(前田説)、二元説(幾代説、森島説、四宮説)が提唱されているが、我妻説を精密化していったものであり、どの説も構成の仕方に違いはあるものの最終的な判断基準や結果は大きく変わるものではないように思われる。
- (14) 吉村良一『不法行為法〔第4版〕』(有斐閣、2010年)49頁。
- (15) 検索結果の表示自体がプライバシー侵害になるか否かで判断しているように最高裁判旨を読むことができるが、検索結果にはリンク先に移動するためのリンク情報が検索結果に表示されており、リンク先の内容を読むことが当然に予想されるのであり、そのような制度設計をしているのであるから、リンク先の内容にまで配慮すべきではなかろうか。
- (16) 優越の明白性の意義に関しては、神田知宏「検索結果削除請求の実務と課題」判時2328号20頁を参照。
- (17) 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課著『プロバイダ責任制限法(改定増補第2版)』(平成30年、第一法規)34頁では、ここで「認めるに足る相当の理由」とは、通常の注意を払っていれば知ることができたと客観的に考えられることであるといわれている。しかし、グーグルのような無料検索サイトを運営することにより、膨大な情報を獲得し、それを用いて巨大な利益を獲得している企業な場合、その注意義務はかつての公害事件において企業が負担にしたのと同じような高度の注意義務を負うべきであり、他人のプライバシー侵害として違法になるかならないかの判断をこれまでの判例から導きだして、そうしたものは検索結果に表示されないように検索の設定をするなどしていなければ、相当な注意を払った(相当な理由がある)とはいえないであろう。
- (18) 何年が経過すればいいのかに関しては、どのような犯罪であり、時効期間はどうか、社会的関心が無くなっているかなど諸般の事情を考慮して決めざるを得ないが、更正を妨げない利益を考えると、たいていの場合、10年経過すれば検索サイトに掲載できなくすべきであろう。